

新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、重度の障がい者児等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する身体障害者及び知的障害者をいう。

(2) 障がい児 障害者総合支援法第4条第2項に規定する身体障害児及び知的障害児をいう。

(3) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令10号。以下「施行令」という。）に規定する別表の疾病患者をいう。

(4) 障がい者児等 前各号に掲げる者をいう。ただし、人工呼吸器用非常用電源の給付対象者には第1号に掲げる者と同程度の者を含む。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、新潟市とする。

(用具の種類及び基準額)

第4条 給付の対象となる用具は、次の6種の用具とし、その対象となる用具の種類及び基準額は、別表1、別表2及び別表3の「種類」欄及び「基準額」欄に掲げるものとする。ただし、点字図書を除く。

- (1) 介護・訓練支援用具 障がい者児等の身体介護を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (2) 自立生活支援用具 障がい者児等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (3) 在宅療養等支援用具 障がい者児等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (4) 情報・意思疎通支援用具 障がい者児等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (5) 排泄管理支援用具 障がい者児等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
- (6) 居宅生活動作補助用具 障がい者児等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(給付対象者)

第5条 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、在宅で重度の障がい者児等であって、別表1、別表2及び別表3の「対象者」欄に掲げるものとする。ただし、障害者総合支援法第76条第1項によるただし書の規定を準用する。また、点字器、頭部保護帽、人工喉頭、T字状・棒状のつえ、収尿器、ストーマ装具・紙おむつ等、情報・通信支援用具については、対象者が障害者支援施設等の施設又は医療機関（以下「施設等」という。）に入所又は入院しているものであっても給付を受けることができるものとする。

(給付の制限)

第6条 障がい者児等であっても、介護保険法に基づく施策により給付等を受けることができる用具については、この事業による給付を原則受けることはできない。

2 対象者が、障がい者児等の給付の要件のどちらに該当する場合であっても、同一種類について、重複して給付を受けることはできない。

3 視覚障がい者用ポータブルレコーダーについては、既に視覚障がい者用テープレコー

ダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

4 情報・通信支援用具については、新潟県障害者情報バリアフリー化支援事業実施要綱（平成13年施行）の規定により助成を受け、助成日より5年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表1、別表2及び別表3の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者児等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

（用具の給付の手続）

第7条 対象者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）が用具の給付を受けようとする場合は、日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、給付の必要があると認めた場合は、日常生活用具給付決定通知書（別記様式第2号）により、給付の必要が無いと認めた場合は、日常生活用具給付却下通知書（別記様式第3号）によりその結果を申請者に通知するとともに、給付を決定した者にはあわせて給付券（別記様式第4号）を交付するものとする。

（費用の負担）

第8条 用具の給付の決定を受けた者又はその保護者は、必要な用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項に規定する直接業者に支払う額（以下「自己負担額」という。）は、別表1、別表2及び別表3の基準額の100分の10とする。ただし、用具の給付に要する費用が別

表 1，別表 2 及び別表 3 の基準額より廉価なときは，その額の 1 0 0 分の 1 0 とする。

3 自己負担額は，1 円未満を切り捨てるものとする。

4 負担上限月額は，施行令第 4 3 条の 3 で定める額とする。

5 用具の購入及び改修工事に要する費用が用具の基準額を超える場合は，基準額を超える額についても支払わなければならない。

（費用の請求）

第 9 条 用具を納入した業者が事業の実施主体に請求できる額は，用具の給付に必要な用具の購入及び改修工事に要する費用から，用具の給付を受けた者又は保護者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

（点字図書の給付の実施）

第 1 0 条 点字図書給付対象者は，主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者児とする。

2 市長は，給付を受けようとする者又はその保護者の申請に基づき，その申請者が給付対象者として適格であるか確認し，該当者を「点字図書給付台帳」（別記様式第 6 号）（以下「給付台帳」という。）に登録の上，実施するものとする。

3 給付の対象となる図書及び限度は別表 4 によるものとする。

4 申請者は，出版施設に電話等で，給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（別記様式第 7 号）（以下証明書という。）の送付を依頼し，その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。

5 市長は，申請者・出版施設等の事項を確認の上，給付台帳に必要事項を記載し，証明書に証明印を押印し，申請者に交付する。

6 申請者は，証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて，出版施設に申込み，点字図書の給付を受ける。

7 市長は，出版施設からの請求に基づき，給付台帳と確認の上，公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

(点字図書の自己負担額)

第 1 1 条 点字図書の給付を受けた者、又はその保護者は、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申込み時に支払うものとする。

(居宅生活動作補助用具の給付の実施)

第 1 2 条 居宅生活動作補助用具は、その購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を、住環境の改善が必要な対象者に給付することにより、地域における自立の支援を図る。

2 住宅改修費の範囲及び要件については、別表 5 によるものとする。

3 給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事前写真と工事図面及び改修工事見積書を添付すること。また、給付決定となった改修工事が完了したときは、完成後の状態を確認できる写真を提出して報告すること。

4 住宅改修費の給付は、原則 1 回とする。

(頭部保護帽の給付の実施)

第 1 3 条 肢体不自由者（児）で、オーダーメイドの頭部保護帽の給付希望者は、申請書の提出時に身体障害者福祉法第 1 5 条の規定による指定医（1 8 歳未満の場合、障害者総合支援法第 5 9 条 1 項の規定による指定自立支援医療機関に属する医師）が作成する日常生活用具給付意見書（別記様式第 8 号）を添付すること。

(人工喉頭（埋込型用人工鼻）、人工内耳用電池、ストーマ装具及び紙おむつ等の給付の実施)

第 1 4 条 人工喉頭(埋込型用人工鼻)、人工内耳用電池、ストーマ装具及び紙おむつ等は、暦月を単位に 6 か月分を上限として、日常生活用具給付券（別記様式第 4 号）の交付を受けることができるものとする。

2 別表 1 及び別表 2 の価格（月額）の範囲で 1 か月に必要とする人工喉頭（埋込型用人工鼻）、人工内耳用電池、ストーマ装具又は紙おむつ等に相当する額の 2 倍の額を日常生活用具給付券（別記様式第 4 号）1 枚に記載して交付することができるものとする。

3 日常生活用具給付券（別記様式第4号）は、申請1回につき3枚まで一括交付できるものとする。

4 人工喉頭（埋込型用人工鼻）又は紙おむつ等の給付を受けようとする対象者が新規で申請する場合、身体障害者福祉法第15条の規定による指定医（18歳未満の場合、障害者総合支援法第59条1項の規定による指定自立支援医療機関に属する医師）が作成する日常生活用具給付意見書（別記様式第8号）を添付するものとする。

（パルスオキシメーターの給付の実施）

第15条 呼吸器機能障がい者児又は人工呼吸器の装着が必要な障がい者児等で、パルスオキシメーターの給付希望者は、申請書の提出時に身体障害者福祉法第15条の規定による指定医（18歳未満の場合、障害者総合支援法第59条1項の規定による指定自立支援医療機関に属する医師）が作成する診断書（別記様式第9号）を添付するものとする。

（人工呼吸器用非常用電源の給付の実施）

第16条 人工呼吸器の装着が必要な障がい者児等で、人工呼吸器用非常用電源の給付希望者は、申請書の提出時に身体障害者福祉法第15条の規定による指定医（18歳未満の場合、障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関に属する医師）が作成する証明書（別記様式第10号）を添付するものとする。

（用具の使用上の注意）

第17条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が目的に反して使用したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第18条 市長は、用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳（別記様式第5号）を整備するものとする。

（実施上の留意事項）

第19条 市長は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくこと。

2 市長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障がい者の利便を考慮して実施すること。

3 市長は、事業実施に対して地域住民（給付対象の視覚障がい者）に対して、事業内容を十分周知徹底させること。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

（費用の負担の経過措置）

2 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間、第8条第2項から第4項までの規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。

3 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、第8条第2項から第4項までの規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、施行令第43条の3第1号に規定する者はそれぞれの額の100分の80に相当する額を適用するものとし、また、同条第2号及び第3号に規定する者は、それぞれの額の100分の70に相当する額を適用するものとし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

4 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間、第8条第2項から第4項までの規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、それぞれの額の100分の80に相当する額とし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

（被保護者等に関する特例）

5 平成25年7月31日において現に施行令第43条の3第2項に規定する被保護者又

は要保護者である者で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の4に規定する者（以下「被保護者等」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護者等であった者に係る第8条第4項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を被保護者等とみなす。

6 平成26年3月31日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る第8条第4項の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

7 平成27年3月31日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る第8条第4項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

8 平成30年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る第8条第4項の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

9 令和元年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る第8条第4

項の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

10 令和2年9月30日において現に生活保護法による保護を受けている世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る第8条第4項の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

附 則

この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 21 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 14 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 12 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

(巻町の編入に伴う特例)

- 2 巻町の編入の際、現に巻町点字図書給付事業実施要綱第 3 条の規定により点字新聞の

給付を受けている者は、平成１９年３月３１日までの間、その者が現巻町に住所を有する場合において、巻町編入後も引き続き同要綱に規定する給付を受けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成１７年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表1 重度身体障がい者の日常生活用具の種類及び性能

種 類	基準額 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
視 覚 障 が い 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000	視覚障がい2級以上の者	録音再生機は、音声等により 操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる録音並びに当該方式に よる記録図書の再生が可能な製 品であって、視覚障がい者が 容易に使用し得るもの 再生専用機は、音声等により 操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる記録された図書の再生が 可能な製品であって、視覚障 がい者が容易に使用し得るも の	6年
視 覚 障 が い 者 用 時 計	触読式 10,300 音声式 13,300	視覚障がい2級以上の者 (音声時計は、手指の触 覚に障がいがある等のた め触読式時計の使用が困 難な者を原則とする。)	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	10年
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	63,100	視覚障がい2級以上の者 (本人が就労若しくは就 学しているか又は就労が 見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	5年
電 磁 調 理 器	41,000	視覚障がい2級以上の者 であって、視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準 ずる世帯のもの	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	6年
視 覚 障 が い 者 用 体 温 計 (音声式)	9,000	視覚障がい2級以上の者 であって、視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準 ずる世帯のもの	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	5年
視 覚 障 が い 者 用 体 重 計	18,000	視覚障がい2級以上の者 であって、視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準 ずる世帯のもの	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	5年
視 覚 障 が い 者 用 血 圧 計 (音声)	15,000	視覚障がい2級以上の者 であって、視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準 ずる世帯のもの	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	5年
視 覚 障 が い 者 用 読 書 器	198,000	視覚障がい者であって、 本装置により読書等が可 能になるもの	文字等を撮像し、モニター画 面に拡大して映し出すための 映像信号に変換して出力する 機能を有するもの又は撮像し た活字を文字として認識し、 音声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障 がい者が容易に使用し得るも の	8年
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	7,000	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい者が容易に使用で きるもの	10年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚障がい2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
IC タグレコーダー	59,800	視覚障がい2級以上の者	識別したい物品に取り付けたIC タグの情報を、専用機で読み上げることにより、名称その他の情報を容易に認識できる機能等を有するもの	6年
点字器（標準型 A・B）	A 10,712 B 6,798 （点筆を含む）	視覚障がい者	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	7年
点字器（携帯用 A・B）	A 7,416 B 1,699 （点筆を含む）	視覚障がい者	A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	5年
点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい2級以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい者が容易に使用できるもの	5年
情報・通信支援用具	100,000	視覚又は上肢2級以上で、パーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」という。）の使用により社会参加が見込まれる者であって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコン等の操作が困難なもの	障がい者がパソコン等を使用する際にその障がいがあるために必要となる周辺機器	5年
聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	聴覚障がい2級の者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯のもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
聴覚障がい者用通信装置	33,000	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをする者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
聴覚障がい者用特殊機能付電話	29,000	聴覚障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	骨伝導方式や磁気対応等の機能を有し、音量や話速、音程の調整ができる電話機、又は一般の電話に接続ができ、受話音量の調節が可能な機器で、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
人工喉頭（笛式）	5,150 （気管カニューレ付 ＋3,193）	音声機能又は言語機能障がい者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4年
人工喉頭（電動式）	72,203 （電池又は充電器を含む）	音声機能又は言語機能障がい者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	23,760 （人工鼻装着に必要な用具を含む月額）	音声機能又は言語機能障がい者であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工鼻を使用しているもの	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	—
便器（手すり）	4,450 （手すり付 ＋5,400）	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	障がい者が容易に使用できるもの。（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	151,200	上肢障がい2級以上の者	足踏みペダル等で温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

種 類	基 準 額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障がい 1級の者であって、常時 介護を要するもの	褥瘡の防止又は失禁等による 汚染又は損耗を防止できる機 能を持つもの	5年
特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具 を付帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を持つ もの	8年
特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障がい 1級の者であって、常時 介護を要するもの	尿が自動的に吸引されるもの で、障がい者又は介護者が容 易に使用できるもの	5年
入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者であって、 入浴に介助を要するもの	障がい者を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させる もの	5年
体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者であって、 下着交換等に介助を要す るもの	介助者が障がい者の体位を変 換させるのに容易に使用でき るもの	5年
携帯用会話 補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機 能障がい者又は肢体不自 由者であって、発声・発 語に著しい障がいをもつ もの	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を持ち、 障がい者が容易に使用でき るもの	5年
入浴補助用 具	90,000	下肢又は体幹機能障がい 者であって、入浴に介助 を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 障がい者又は介助者が容易に 使用できるもの。ただし、設 置に当たり住宅改修を伴うも のを除く。	8年
移動用リフ ト	159,000	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者	介護者が重度身体障がい者を 移動させるにあたって、容易 に使用できるもの。ただし、 天井走行型その他住宅改修を 伴うものを除く。	4年

種 類	基 準 額 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有する者であって、家庭内の移動等に介助を要するもの	おおむね次のような性能がある手すり、スロープ等であること ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
居宅生活動作補助用具	200,000	下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって、障がい等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上のもの）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
頭部保護帽 (オーダーメイドA・B)	A 15,656 B 37,852	肢体不自由者であって、医師に必要と認められるもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年
頭部保護帽 (レディメイドA・B)	A 12,524 B 30,282	肢体不自由者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年
収尿器(男性用A・B)	A 15,862 B 11,742	肢体不自由者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	1年
収尿器(女性用A・B)	A 17,510 B 12,154	肢体不自由者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。採尿袋20枚を1組とする。	1年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
T字状・棒状 のつえ A	2, 266 (夜光剤付 + 422) (全面夜光剤付 + 1, 236) (外装に白色又 は黄色ラッカー 使用 + 267)	肢体不自由者	主体－木材（十分な強度を有 するもの） 外装－ニス塗装	3 年
T字状・棒状 のつえ B	3, 090 (夜光剤付 + 422) (全面夜光剤付 + 1, 236) (外装に白色又 は黄色ラッカー 使用 + 267)	肢体不自由者	主体－軽金属 外装－塗装なし	3 年
上肢障がい 者用特殊機 能付電話	84, 300	上肢不自由2級以上の者 であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	外部入力装置の接続等によるダイヤル補助機能を有する電話機であり、上肢不自由者が容易に使用し得るもの	6 年
透析液加温 器	51, 500	じん臓機能障がい3級以上の者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
酸素ポンベ 運搬車	17, 000	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい者	障がい者が容易に使用できるもの	10 年
ネブライザ ー	36, 000	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5 年
火災警報器	15, 500	身体障がい2級以上の者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8 年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
自動消火器	28,700	身体障がい2級以上の者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年
電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
ストーマ装具 （蓄便袋）	8,858 （1カ所当たりの皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの及び洗腸用具を含む月額）	ぼうこう又は直腸機能障がい者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
ストーマ装具 （蓄尿袋）	11,639 （1カ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額）	ぼうこう又は直腸機能障がい者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
紙おむつ等	12,360	ぼうこう又は直腸機能障がい者であって、身体の状態によりストーマ装具では対応できないもの又は肢体不自由者のうち脳性まひ等脳原性運動機能障がいの者であって、判定により必要と認められるもの	紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品で、ストーマ装具の代わりとなるもの	—
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	42,410	呼吸器機能障がい3級以上の者であって、在宅酸素療法を必要とするもの又は人工呼吸器を装着しているもの	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年

種 類	基 準 額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
人工呼吸器用 非常用電源	正弦波インバーター 発電機 120,000	呼吸器機能若しくは心臓 機能障がい3級以上又は 同程度の障がいを有する 者であって、人工呼吸器 を装着しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で 作動する正弦波インバーター 発電機で、介助者が容易に使用 できるもの	10年
	ポータブル電源 （蓄電池） 60,000		蓄電機能を有する正弦波交流 出力の電源装置で、介助者が 容易に使用できるもの	5年
	DC／AC インバー ター（カーインバ ーター） 45,000		自動車用バッテリー等の直流 電源を正弦波交流電源に交換 する装置で、介助者が容易に 使用できるもの	

- （注）1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

別表2 重度障がい児及び知的障がい者児の日常生活用具の種類及び性能

種 類	基準額 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
視 覚 障 が い 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダー	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000	視覚障がい2級以上の者	録音再生機は、音声等により 操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる録音並びに当該方式に より記録図書の再生が可能な製 品であって、視覚障がい児が 容易に使用し得るもの 再生専用機は、音声等により 操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる記録された図書の再生が 可能な製品であって、視覚障 がい児が容易に使用し得るも の	6 年
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	63,100	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい児が容易に使用で きるもの	5 年
視 覚 障 が い 者 用 体 温 計 (音声式)	9,000	視覚障がい2級以上で学 齢児以上の者であって、 視覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯の もの	視覚障がい児が容易に使用で きるもの	5 年
視 覚 障 が い 者 用 読 書 器	198,000	視覚障がい児であって、 本装置により読書等が可 能になるもの	文字等を撮像し、モニター画 面に拡大して映し出すための 映像信号に変換して出力する 機能を有するもの又は撮像し た活字を文字として認識し、 音声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障 がい児が容易に使用し得るも の	8 年
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	7,000	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい児が容易に使用で きるもの	10 年
視 覚 障 が い 者 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	99,800	視覚障がい2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載 された、当該文字情報を暗号 化した情報を読み取り、音声 信号に変換して出力する機能 を有するもので、視覚障がい 児が容易に使用し得るもの	6 年
IC タ グ レ コ ー ダ ー	59,800	視覚障がい2級以上の者	識別したい物品に取り付けた IC タグの情報を、専用機で読 み上げることにより、名称そ の他の情報を容易に認識でき る機能等を有するもの	6 年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
点字器（標準型 A・B）	A 10,712 B 6,798 （点筆を含む）	視覚障がい児	A 32マス18行,両面書真鍮板製 B 32マス18行,両面書プラスチック製	7 年
点字器（携帯用 A・B）	A 7,416 B 1,699 （点筆を含む）	視覚障がい児	A 32マス4行,片面書アルミニウム製 B 32マス12行,片面書プラスチック製	5 年
点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい2級以上の者であって、学齢児以上のもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい児が容易に使用できるもの	5 年
情報・通信支援用具	100,000	視覚又は上肢2級以上で、パーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」という。）の使用により社会参加が見込まれる者であって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコン等の操作が困難なもの	障がい児がパソコン等を使用する際にその障がいがあるために必要となる周辺機器	5 年
聴覚障がい者用通信装置	33,000	聴覚障がい児又は発声・発語に著しい障がいをする者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上のもの	一般の電話機に接続できるので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児が容易に使用できるもの	5 年
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児が容易に使用し得るもの	6 年
聴覚障がい者用特殊機能付電話	29,000	聴覚障がい児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	骨伝導方式や磁気対応等の機能を有し、音量や話速、音程の調整ができる電話機、又は一般の電話に接続ができ、受話音量の調節が可能な機器で、聴覚障がい児が容易に使用し得るもの	6 年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
人工内耳用電池	充電電池 17,600	聴覚障がい児であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池として、対象者が容易に使用できるもの	1年
	ボタン電池 3,000 (月額)			—
人工喉頭（笛式）	5,150 (気管カニューレ付 +3,193)	音声機能又は言語機能障がい児	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4年
人工喉頭（電動式）	72,203 (電池又は充電器を含む)	音声機能又は言語機能障がい児	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	23,760 (人工鼻装着に必要な用具を含む月額)	音声機能又は言語機能障がい児であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工鼻を使用しているもの	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	—
便器（手すり）	4,450 (手すり付 +5,400)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	障がい児が容易に使用できるもの。（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊マット	19,600	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度の者 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を持つもの	5年
訓練いす	33,100	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
特殊便器	151,200	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 上肢障がい2級以上の者	足踏みペダル等で温水・温風を出すことができるもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用できるもので温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具 を備えたもの	8年
特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障がい 1級の者であって、常時 介護を要するもの	尿が自動的に吸引されるもの で、障がい児又は介護者が容 易に使用できるもの	5年
入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者であって、 入浴に介助を要するもの	障がい児を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させる もの	5年
体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者であって、 下着交換等に介助を要す るもの	介助者が障がい児の体位を変 換させるのに容易に使用でき るもの	5年
携帯用会話 補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機 能障がい児又は肢体不自 由児であって、発声・発 語に著しい障がいを有す るもの	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を持ち、 障がい児が容易に使用できる もの	5年
入浴補助用 具	90,000	下肢又は体幹機能障がい 児であって、入浴に介助 を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 障がい児又は介助者が容易に 使用できるもの。ただし、設 置に当たり住宅改修を伴うも のを除く。	8年
移動用リフ ト	159,000	下肢又は体幹機能障がい 2級以上の者	介護者が重度身体障がい児を 移動させるにあたって、容易 に使用できるもの。ただし、 天井走行型その他住宅改修を 伴うものを除く。	4年

種 類	基 準 額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
移動・移乗支援用具	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有する者であって、家庭内の移動等に介助を要するもの	おおむね次のような性能がある手すり、スロープ等であること ア 障がい児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
居宅生活動作補助用具	200,000	下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって、障がい等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上のもの）	障がい児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
頭部保護帽 （オーダーメイドA・B）	A 15,656 B 37,852	肢体不自由児であって、医師に必要と認められるもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年
頭部保護帽 （レディメイドA・B）	A 12,524 B 30,282	肢体不自由児	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年
収尿器（男性用A・B）	A 15,862 B 11,742	肢体不自由児	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	1年

種 類	基 準 額 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
収尿器 (女性用 A・B)	A 17,510 B 12,154	肢体不自由児	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿 ゴム管付。採尿袋 20 枚を 1 組とする。	1 年
T 字状・棒状 のつえ A	2,266 (夜光剤付 +422) (全面夜光剤付 +1,236) (外装に白色又 は黄色ラッカー 使用 +267)	肢体不自由児	主体－木材 (十分な強度を有 するもの) 外装－ニス塗装	3 年
T 字状・棒状 のつえ B	3,090 (夜光剤付 +422) (全面夜光剤付 +1,236) (外装に白色又 は黄色ラッカー 使用 +267)	肢体不自由児	主体－軽金属 外装－塗装なし	3 年
上肢障がい 者用特殊機 能付電話	84,300	上肢不自由 2 級以上の者 であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	外部入力装置の接続等による ダイヤル補助機能を有する電 話機であり、上肢不自由者が 容易に使用し得るもの	6 年
透 析 液 加 温 器	51,500	じん臓機能障がい 3 級以上 の者であって、自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に 保つもの	5 年
ネブライザー	36,000	呼吸器機能障がい 3 級以上 又は同程度の身体障がい児であって、必要と認められるもの	障がい児又は介護者が容易に 使用できるもの	5 年
電気式たん 吸引器	56,400	呼吸器機能障がい 3 級以上 又は同程度の身体障がい児であって、必要と認められるもの	障がい児又は介護者が容易に 使用できるもの	5 年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
ストーマ装具 （蓄便袋）	8, 858 （1カ所当たりの皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの及び洗腸用具を含む月額）	ぼうこう又は直腸機能障がい児	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
ストーマ装具 （蓄尿袋）	11, 639 （1カ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額）	ぼうこう又は直腸機能障がい児	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
紙おむつ等	12, 360	ぼうこう又は直腸機能障がい児であって、身体の状態によりストーマ装具では対応できないもの又は肢体不自由児のうち脳性まひ等脳原性運動機能障がいの者であって、判定により必要と認められるもの	紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品で、ストーマ装具の代わりとなるもの	—
頭部保護帽	12, 160	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
火災警報器	15, 500	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障がい2級以上の者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
自動消火器	28,700	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障がい2級以上の者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年
電磁調理器	41,000	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者であって、18歳以上のもの	知的障がい者が容易に使用できるもの	6年
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	42,410	呼吸器機能障がい3級以上の者であって、在宅酸素療法を必要とするもの又は人工呼吸器を装着しているもの	障がい児又は介護者が容易に使用できるもの	5年
人工呼吸器用非常用電源	正弦波インバーター発電機 120,000	呼吸器機能若しくは心臓機能障がい3級以上又は同程度の障がいを有する者であって、人工呼吸器を装着しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用できるもの	10年
	ポータブル電源（蓄電池） 60,000		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用できるもの	5年
	DC/ACインバーター（カーインバーター） 45,000		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用できるもの	

（注）1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

別表3 難病患者等の日常生活用具の種類及び性能

種 類	基準額 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
便器 (手すり)	4, 450 (手すり付 + 5, 400)	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用できるもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
特殊マット	19, 600	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を持つもの	5 年
特殊寝台	154, 000	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つもの	8 年
特殊尿器	67, 000	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5 年
特殊便器	151, 200	上肢機能に障がいがある者	足踏みペダル等で温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
体位変換器	15, 000	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5 年
入浴補助用具	90, 000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
移動・移乗支援用具	60, 000	下肢機能に障がいがある者	おおむね次のような性能がある手すり、スロープ等であること ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
電気式たん吸引器	56, 400	呼吸器機能に障がいがある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5 年
ネブライザー	36, 000	呼吸器機能に障がいがある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5 年

種 類	基準額（円）	対 象 者	性 能	耐用年数
移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能に障がいがある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
居宅生活動作補助用具	200,000	下肢又は体幹機能に障がいがある者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能に障がいがある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自動消火器	28,700	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	42,410	人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年
人工呼吸器用非常用電源	正弦波インバーター発電機 120,000	人工呼吸器の装着が必要な者	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介護者が容易に使用できるもの	10年
	ポータブル電源（蓄電池） 60,000		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用できるもの	5年
	DC／ACインバーター（カーインバーター） 45,000		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介護者が容易に使用できるもの	

別表 4

種 類	給付対象の点字図書	給 付 限 度
点 字 図 書	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者 1 人につき、点字図書で年間 6 タイトル、又は、2 4 巻とする（ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。）

別表 5

種 類	住 宅 改 修 費 の 範 囲	給 付 要 件
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事とする ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え ・ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	現に居住している住宅であること。 借家の場合は家主の承諾があること。 身体の状態に応じた改修であること。

別記様式第1号（第7条関係）

申請番号第 号

年 月 日

(宛 先) 新 潟 市 長

申請者（対象者・児童の場合は保護者）

$$\frac{1}{T}$$

住所

氏名

日常生活用具給付申請書

下記により日常生活用具の給付を申請します。

対象者	ふりがな 氏 名	☐ 申請者と同じ		生年月日	年 月 日
	住所	☐ 申請者と同じ 〒		電話番号	
身体障害者手帳		手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
		障がい名	級	部位等級	
療育手帳		手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
		障がいの程度			
特定疾患医療 受給者証 ※未受給者は、別途 診断書が必要。		受給者番号		交付年月日	年 月 日
		疾患名			
		症 状			
給付を希望 する理由					
該当する所得区分(※)		生活保護 ・ 非課税 ・ 課税 ・ 一定所得以上			
給付を受けたい 用具の名称				紙おむつの 場合に記入 ○をつけて ください。	ゴミ袋支給のために、必要な 個人情報を担当課へ提供する ことについて 同意します・同意しません
希望する型式		給付上特に 希望する事項			

※該当する所得区分

非課税・・・・・・・・市町村民税非課税世帯

課 税・・・市町村民税課税世帯（障がい者が１８歳未満の場合）

障がい者本人またはその配偶者が課税の場合（障がい者が18歳以上の場合）

一定所得以上・・障がい者本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上（障がい者が18歳以上の場合）

同意書

日常生活用具の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

住所		☐ 申請者と同じ 〒		
対象者		ふりがな 氏 名	生年月日	個人番号
		☐ 申請者と同じ	年 月 日	
上記 対象者以外の世帯員	対象者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	個人番号
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※「上記対象者以外の世帯員」欄については、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「対象者の配偶者」、②障がい者が18歳未満の場合は「対象者以外の世帯員全員」について記入してください。

様

新潟市長

印

日常生活用具給付決定通知書

先に申請のあった日常生活用具の給付については、次のとおり決定したので通知します。

納入業者にご連絡のうえ、自己負担額を支払い用具を受領してください。

給付番号		第 号		給付決定年月日		年 月 日	
対象者氏名				電話番号			
給付する用具名 (含む型式等)				納入業者名			
				納入業者の住所及び電話番号			
価 格		給付を受ける者 又はその保護者 が支払うべき額 (自己負担額)		公 費 負担額			
	円		円			円	
注 意 事 項	1 用具は、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合、費用の全部又は一部を返還してもらうこともあります。 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。 5 この処分については、上記4の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記4の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 6 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。						

年 月 日

様

新潟市長

印

日常生活用具給付却下通知書

先に申請のあった日常生活用具の給付については、次の理由により給付できませんので通知します。

記

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

日常生活用具給付券

①給付番号		第 号		③給付券発行年月日		年 月 日	
②氏 名				④生年月日		年 月 日	
⑤居住地		新潟市				電話番号	
⑥給付する用具名 (含型式名等)		()				⑦納入業者名	
						⑧納入業者の住所及び電話番号	
⑨ 価 格	円		⑩本人又はその 保護者が支払う べき額		円		⑪公費負担額
⑫この券の有効期限		受給者が業者に 提示する期限		年 月 日		納入業者の公費 支払請求期限	
				年 月 日		年 月 日	

年 月 日

印

⑬業者が納入した日	納入年月日 年 月 日		⑮受領業者名・納入業者名
⑭本人又はその保護者から受領した金額及び日付	受領年月日 年 月 日 円		
⑯用具受領者名		⑰本人との続柄	
⑱備考			

注 本表は①～⑫までは新潟市，⑬～⑮までは納入した業者，⑯，⑰は受給者が記入すること。
注 納入業者は，納入後 30 日以内に請求書を提出すること。

別記様式第5号 (第18条関係)

日常生活用具給付台帳

[illegible]

別記様式第6号（第10条関係）

点 字 図 書 給 付 台 帳

[illegible]

点 字 図 書 発 行 証 明 書

給付申請者

氏 名

住 所

電 話 番 号

給付申請図書

図 書 名

出版施設名

印

価 格

巻 数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

年 月 日

新潟市長

印

住 所 新潟市
障がい者児等
氏 名

印

診 断 書

氏 名		年 月 日生
住 所		
疾 患 名		
症 状 （日常生活用具の給付にあたっては必要とする身体の状況等）		

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医氏名

印

※ 重度の障がい者児等が日常生活用具の申請を行う場合は、18歳以上の者にあつては身体障害者福祉法による指定医、18歳未満の者にあつては障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の医師の診断書に限定されます。

- ・18歳未満は，更生医療指定医療機関担当医師に限定されます。
- ・18歳以上は，身体障害者福祉法による指定医に限定されます。

人工呼吸器使用証明書

氏 名	
生年月日	年 月 日生
疾 患 名	
備 考	

上記患者が「人工呼吸器用非常用電源」の給付を申請するにあたり，在宅にて人工呼吸器を使用していることを証明します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医氏名

印

※呼吸器機能若しくは心臓機能障がい1級または3級の手帳の交付を受けていない場合は，それと同程度の障がいがあることを備考欄に記載してください。